

道央廃棄物処理組合公平委員会設置条例

(平成26年4月11日条例第14号)

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため同法第7条第3項の規定に基づき、道央廃棄物処理組合公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。